



# 宮 崎 県 公 報

令和 4 年 3 月 23 日 (水曜日) 号外 第 11 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 条 例

○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) 2	○宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… (国民健康保険課) 4
○宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (医療薬務課) 3	○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例…………… (港湾課) 4
	○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 5
	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) 6

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第10号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲する等、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第11号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

特定診療科の医師確保と一体的に研修資金の貸与を受けた者のキャリア形成を図るため、返還免除の要件を見直す等、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第12号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

国民健康保険法等の改正に伴い、財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与されたこと等により、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例 (条例第13号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

宮崎港に可動橋を新設したことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとしました。

### ◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第14号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

県立学校体育施設照明施設に係る料金体系の見直しに伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第15号)

- 1 改正の理由及び主な内容  
道路交通法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、令和4年5月13日から施行することとしました。

**条 例**

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**宮崎県条例第10号**

**宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事 務</th> <th style="width: 40%;">市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13の7 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13の8・13の9 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19の3 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村	[略]		13の7 [略]		13の8・13の9 [略]		[略]		19の3 [略]		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事 務</th> <th style="width: 40%;">市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13の7 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）による次の事務 (1) 第10条の9第1項の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第16条の3第1項の規定による届出の受理に関すること。 (3) 第16条の3第3項の規定による届出の受理に関すること。</td> <td style="text-align: center;">宮崎市</td> </tr> <tr> <td>13の9・13の10 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19の3 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19の4 農地法による次の事務 (1) 第4条第1項の規定による許可（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）に関すること。 (2) 第4条第8項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）に関すること。 (3) 第5条第1項の規定による許可（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。）に関すること。 (4) 第5条第4項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地又はその</td> <td style="text-align: center;">西米良村</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村	[略]		13の7 [略]		13の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）による次の事務 (1) 第10条の9第1項の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第16条の3第1項の規定による届出の受理に関すること。 (3) 第16条の3第3項の規定による届出の受理に関すること。	宮崎市	13の9・13の10 [略]		[略]		19の3 [略]		19の4 農地法による次の事務 (1) 第4条第1項の規定による許可（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）に関すること。 (2) 第4条第8項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）に関すること。 (3) 第5条第1項の規定による許可（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。）に関すること。 (4) 第5条第4項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地又はその	西米良村
事 務	市 町 村																												
[略]																													
13の7 [略]																													
13の8・13の9 [略]																													
[略]																													
19の3 [略]																													
事 務	市 町 村																												
[略]																													
13の7 [略]																													
13の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）による次の事務 (1) 第10条の9第1項の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第16条の3第1項の規定による届出の受理に関すること。 (3) 第16条の3第3項の規定による届出の受理に関すること。	宮崎市																												
13の9・13の10 [略]																													
[略]																													
19の3 [略]																													
19の4 農地法による次の事務 (1) 第4条第1項の規定による許可（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）に関すること。 (2) 第4条第8項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）に関すること。 (3) 第5条第1項の規定による許可（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。）に関すること。 (4) 第5条第4項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地又はその	西米良村																												

	<p>農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。) に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第18条第1項の規定による許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第18条第3項の規定による意見の聴取に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第49条第1項の規定による立入調査等((1)から(5)まで及び(11)の事務に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 第49条第3項の規定による通知又は公示((7)の事務に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 第49条第5項の規定による損失の補償((7)の事務に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) 第50条の規定による報告の徴取((1)から(5)まで、(7)から(9)まで及び(11)の事務に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p> <p>(11) 第51条第1項の規定による違反転用に對する処分((1)及び(3)の事務に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p> <p>(12) 第51条第3項の規定による原状回復等の措置及び公告((1)及び(3)の事務に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p> <p>(13) 第51条第4項の規定による費用の負担((12)の事務に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p>
<p>19の4・19の5 [略]</p>	<p>19の5・19の6 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第11号

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例（平成31年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与の額等)</p> <p>第4条 研修資金の貸与の額は、<u>月額15万円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該研修資金の返還の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 専門研修を修了した日（宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）の規定により貸与を受けた者にあつ</p>	<p>(貸与の額等)</p> <p>第4条 研修資金の貸与の額は、<u>月額10万円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該研修資金の返還の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 専門研修を修了した日（宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）の規定により貸与を受けた者にあつ</p>

ては、同条例第9条第1項に規定する必要勤務期間を終了した日)の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間に相当する期間を経過するまでの間(育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及びキャリア形成のための研修等期間(5年以内の期間に限る。)を除く。)に、業務従事期間が貸与期間に相当する期間に達したとき

ては、同条例第9条第1項に規定する必要勤務期間を終了した日)の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間に相当する期間を経過するまでの間(育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及びキャリア形成のための研修等期間(5年以内の期間に限る。)を除く。)に、業務従事期間が貸与期間に相当する期間に達し、かつ、宮崎市、国富町及び綾町を除く市町村に所在する指定医療機関において業務従事期間のうち1年以上(貸与期間が1年未満の場合は、当該貸与期間に相当する期間)業務に従事したとき

(2) [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後に新たに研修資金の貸与を受けた者について適用し、同日前から引き続き研修資金の貸与を受けている者及び同日前に研修資金の貸与を受けていた者の研修資金の貸与の額及び返還については、なお従前の例による。

宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第12号

宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年宮崎県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(処分) 第6条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に必要な費用に充てる場合又は同条第2項の規定により国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。	(処分) 第6条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に必要な費用に充てる場合又は同条第2項若しくは第4項の規定により国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
(拠出金) 第8条 各年度において知事が法第81条の2第4項の規定により市町村に対して納付を求める拠出金の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。	(拠出金) 第8条 各年度において知事が法第81条の2第5項の規定により市町村に対して納付を求める拠出金の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。
2・3 [略]	2・3 [略]
附 則 (処分の特例) 3 知事は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第6条の規定にかかわらず、法附則第25条の規定による資金の交付に必要な費用に充てる場合は、基金の一部を取り崩すことができる。	附 則 (処分の特例) 3 知事は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間、第6条の規定にかかわらず、法附則第25条の規定による資金の交付に必要な費用に充てる場合は、基金の一部を取り崩すことができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第13号

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾管理条例(昭和38年宮崎県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1 (第8条の2、第10条関係)					別表第1 (第8条の2、第10条関係)				
[略]					[略]				
2 施設使用料					2 施設使用料				
施設の種別	単 位	金 額		摘要	施設の種別	単 位	金 額		摘要
		外航船舶	外航船舶以外の船舶				外航船舶	外航船舶以外の船舶	
[略]					[略]				
可動橋	総トン数1トンにつき	2円77銭	3円5銭		可動橋	船舶係留1回ごとに総トン数1トンにつき	5円86銭		
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
別表第1 (第2条関係)							別表第1 (第2条関係)						
使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考		使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考	
[略]							[略]						
2 県立学校体育施設照明施設使用料	体育館を開放して使用する場合	床面積800平方メートル未満を使用する場合	[略]	[略]			2 県立学校体育施設照明施設使用料	屋内体育施設を開放して使用させる場合	床面積800平方メートル以上を使用する場合	[略]	[略]		
		屋外運動場を開放して使用させる場合	同	2,000円					屋外体育施設を開放	運動場	同	2,000円	
									テニスコート	1面1時間につき	500円		
									弓道場	1時間につき	500円		
									アーチェリー場	同	500円		



可証書 換え手 数料						可証書 換え手 数料					
[略]						[略]					
56の2 運転技 能検査 手数料	[略]					56の2 検査手 数料	[略]				
[略]						[略]					
59の2 道交法 に基づく認知 機能検査手 数料		1件に つき	750円			59の2 道交法 に基づく認知 機能検査手 数料		1件に つき	1,050円		
59の3 認知機 能検査 員講習 手数料		1件に つき	1,400円	自動車安全運転 センターが行う 道交法第97条の 2第1項第3号 イ、第101条の 4第2項又は第 101条の7第3 項の認知機能検 査の実施に必要な 知識に関する 研修又は講習で 公安委員会が定 めるものを受講 した者に対する 講習にあっては 、800円とする 。		59の3 認知機 能検査 員講習 手数料		1件に つき	1,450円	自動車安全運転 センターが行う 道交法第97条の 2第1項第3号 イ若しくはロ、 第101条の4第 2項又は第101 条の7第1項の 認知機能検査の 実施に必要な知 識に関する研修 又は講習で公安 委員会が定める ものを受講した 者に対する講習 にあっては、1 ,200円とする。	
[略]						59の4 運転技 能検査 手数料		1件に つき	3,550円		
[略]						[略]					
68 講習 手数料	[略]					68 講習 手数料	[略]				
	道交法第108条の2第1 項第12号に掲げる講習（ 小型特殊自動車免許以外 の第一種運転免許又は第 二種運転免許を受けてい る者に対する講習（道交 法第97条の2第1項第3 号イ、第101条の4第2 項又は第101条の7第4 項の規定により認知機能 検査の結果に基づいて行 うものを除く。）に限る 。）	同	5,100円				道交法第108条の2第1 項第12号に掲げる講習（ 道交法第71条の5第3項 に規定する普通自動車対 応免許（以下この項にお いて「普通自動車対応免 許」という。）を受けて いる者（道交法第97条の 2第1項第3号イ及びハ に掲げる者並びに道交法 第101条の4第3項の規 定の適用を受ける者を除 く。）に対する講習に限 る。）	同	6,450円		
	道交法第108条の2第1	同	5,100円	当該認知機能検			道交法第108条の2第1	同	2,900円		

<p>項第12号に掲げる講習（<u>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。</u>）</p>			<p><u>査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条で定める基準に該当するものあっては、7,950円とする。</u></p>		<p>項第12号に掲げる講習（<u>普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習に限る。</u>）</p>					
<p>道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（<u>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。</u>）</p>	同	5,800円								
<p>道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（<u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）に限る。</u>）</p>	同	2,250円								
<p>道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（<u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。</u>）</p>	同	2,250円	<p>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第39条で定める基準に該当するものあっては、4,450円とする。</p>							
<p>道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（<u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する</u></p>	同	2,350円								

	講習(道交法第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)								
	道交法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習	[略]				道交法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習	[略]		
	道交法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる講習	1 人 1 時間につき	[略]			道交法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる講習	1 人 1 時間につき	2,250 円	
	道交法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号に掲げる講習	同	[略]			道交法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号に掲げる講習	同	[略]	
68 の 2	一般講習	1 件につき	1,350 円			68 の 2	1 件につき	1,350 円	
特定任意講習	チャレンジ講習	同	2,650 円			特定任意講習			
手数料	特定任意高齢者講習(簡易)	1 人 1 時間につき	1,800 円			手数料			
[略]					[略]				
[略]					[略]				

## 附 則

この条例は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。ただし、別表第 2 の 40 の項の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

